

賢く受診して医

→→ 厳しい短期財政に

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関で受診されますと、皆さんは医療費総額の3割（小学校就学前は2割、負担し、残りを共済組合が負担しますが、この財源は、主として組合員の皆さんからの掛金と所属所からの負担共済組合の医療給付制度は、組合員全員が報酬に応じて掛金を負担し合い、所属所の負担金と合わせて、医療その治療に要する費用が家計に著しい負担となることなく安心して医療を受けることができるわけです。

1 時間外、休日、深夜、夜間、早朝等は加算がつく

急病のときはやむを得ませんが、加算がつく時間帯に受診するのは、経済的ではありません。

	時間外加算	休日加算	深夜加算
	平日は 6時～8時、18時～22時 土曜は 6時～8時、12時～22時	平日は 6時～8時、18時～22時 土曜は 6時～8時、12時～22時 日曜・祝日は 6時～22時	日曜・祝日、 12/29～1/3 22時～翌6時
初診	850円 (自己負担3割 255円)	★500円 (自己負担3割 150円)	2,500円 (自己負担3割 750円)
再診	650円 (自己負担3割 195円)	—	4,800円 (自己負担3割 1,440円)
			1,900円 (自己負担3割 570円)
			4,200円 (自己負担3割 1,260円)

※救急病院等の時間外加算は2,300円です。
※6歳未満はさらに高額な加算がつきます。

※医療機関や診療体制によって、加算等が異なる場合があります。
※上記のうち、該当するものが加算されます。

★厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た診療所に限る。

2 安易な“はしご受診”は避けましょう!

医療機関を“はしご”すると…

● 初診料や検査代などが余分にかかる

1つの医療機関に3回通うと?

初診料 2,820円 + 再診料 720円 × 2回
= 4,260円 (自己負担3割 1,278円)

3つの医療機関を“はしご”

初診料 2,820円 × 3件 = 8,460円 (自己負担3割 2,538円)

1,260円のムダ!

● 同じような検査を繰り返すことになり、時間もムダ!

※ 別の医師に診察を求めたいとき（セカンドオピニオン）は、そのことを主治医に伝え、紹介状やそれまでの受診データなどを提供してもらい、次の医療機関に持参しましょう。

療 費 の 節 約 を !

ご理解とご協力を ←←

70歳から74歳は2割(平成26年3月31日以前に70歳に達した者は1割、現役並所得者は3割))を自己金などをもって賄われています。

給付を行う「助け合いの制度」から成り立っており、組合員や被扶養者の皆さんが病気やケガをされた場合にも、

3 かかりつけ医から治療に最適な病院を紹介してもらいましょう

- かかりつけ医は、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断のもと最適な治療を受けられます。まずは、かかりつけ医に相談しましょう。
- 精密検査や高度な医療が必要であれば、適切な専門治療が受けられる病院を紹介してもらいましょう。

紹介状を持たずに大病院(ベット数200床以上)を受診すると
特別料金(全額自己負担)が発生することがあります

特別料金 **5,000円以上** (病院により異なります)

4 ジェネリック医薬品を活用してお薬代を節約しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分、同じ効能・効果があり、安全性においても同等の医薬品です。

新薬の約2~7割程度の価格となり、皆さんの自己負担額の軽減につながります。

5 お薬手帳を持参してお薬代を節約しましょう

- お薬手帳には、医療機関等で処方された薬の情報が記載されており、服薬歴を一括管理できるため、薬の重複投与や副作用を避けることができます。また、災害時に役立ちます。
- 一人一冊を持ち、必ず薬局へ持参しましょう。

● はじめての来局や、
お薬手帳を持参しない場合は…
処方せん1枚につき **500円**
自己負担(3割) **150円**

● 過去6ヵ月以内に来局し、
お薬手帳を持参した場合は…
処方せん1枚につき **380円**
自己負担(3割) **114円**

複数の薬局で薬を受け取っていた人も、
全ての薬局にひとつの同じ
お薬手帳を持っていくと
36円おトク!

賢い薬局のかかり方

利用する薬局を
1カ所に決める

お薬手帳を
常に携帯する

お薬手帳は
1冊にまとめる